

償却資産(固定資産税)申告の手引

宮崎県 小林市

えびの市観光イメージキャラクター みなほ



高原町マスコットキャラクター はるちゃん



小林市観光イメージキャラクター こすも〜



申告書の提出期限 毎年1月31日まで

お知らせ

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、小林市税務課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課です。
- ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、毎年1月31日です。
(提出期限が土日祝日の場合は、その翌日が期限になります。)
期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早目の提出にご協力ください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ **前年中に資産の増減がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。**
- ☆ 申告書を郵送で提出される場合は、あて先として使用できるラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。

もくじ

I 償却資産とは	・・・	1～3ページ
II 償却資産の申告について	・・・	4～11ページ
III 申告書類の作成方法	・・・	12～17ページ
IV 償却資産の課税について	・・・	18～19ページ

※この手引は、西諸市町(小林市・えびの市・高原町)共通の内容で作成しています。

平成27年10月 作成
令和3年11月 改訂

I 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税が課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号）

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在の償却資産の保有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。不申告や虚偽の申告、検査の拒否等があった場合は、過料や延滞金、懲役刑や罰金刑の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために使用できる状態の構築物・機械・器具・備品等が対象になります。

資産の種類		主な償却資産
第 1 種	構築物	駐車場の舗装、門、塀、庭園・緑化施設、屋上看板等の広告設備、独立キャノピー、畜舎、堆肥舎、その他土地に定着した土木設備、看板、フェンス 等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置、浄化槽、内装・内部造作 等（詳しくは 9 ページ参照）
第 2 種	機械及び装置	工作機械・土木機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、厨房機器、太陽光発電設備 等
第 3 種	船舶	貨物船、釣船、客船、漁船、タンカー、ボート、はしけ 等
第 4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第 5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト 等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」「900～999」のもの）、台車 等
第 6 種	工具、器具及び備品	机、いす、パソコン、プリンター、テレビ、応接セット、ルームエアコン、冷蔵庫、金庫、自動販売機、陳列ケース、レジスター、カラオケ機器、理・美容機器、医療機器等の備品、ドリル・金型等の工具 等

2 申告が必要な資産

毎年1月1日現在事業のために使用できる状態にある資産のうち、次の(1)および(2)の要件を満たす資産です。

- (1) 土地および家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

◎次のような資産も事業のために使用できる状態であれば、申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後、1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産

- (2) 耐用年数が1年以上で、個人の場合は1個または1組あたりの取得価格が10万円以上の資産。法人の場合は、10万円未満でも税務会計上資産として計上し、個別に減価償却している資産

取得価格	個別に減価償却している資産	中小企業等の少額減価償却資産特例	3年間一括償却	一時に損金算入
10万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	申告不要
10万円以上 20万円未満				
20万円以上 30万円未満				
30万円以上				

※ 法人税法第64の2第1項、所得税法第67条の2第1項の規定に該当するリース資産（20万円未満）は申告不要です。

3 申告が不要な資産

- ア 自動車税、軽自動車税の課税客体となる自動車等
- イ 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用のものは申告が必要です。）
- ウ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権等）
- エ 繰延資産（開業費、開発費等）
- オ 棚卸資産（商品、貯蔵品、原材料等）
- カ 書画・骨とう（複製等装飾的な目的に使用しているものは申告が必要です。）

4 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
事務所	駐車場舗装、造作費（借用事務所含む）、事務機・いす、応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、テレビ、タイムレコーダー、金庫、看板 など
農・畜産業	畜舎、堆肥舎・発酵舎、歩行型トラクター、歩行型コンバイン、わら処理カッター、刈取機（バインダー含む）、テッダー・ハーベスタ等（自走式は除く）、飼料裁断機、自動給餌機・給水機、搾乳機 など
建設業	ユンボ、ブルドーザー、タイヤショベル、トランシット、ラインマーカ―、クレーン車、大型特殊自動車（1ページ参照）、看板 など
不動産貸付業	駐車場舗装、受変電設備、塀、フェンス、駐車料金精算機、緑化施設（植木等）、太陽光発電設備、ルームエアコン など
医療・薬局業	駐車場舗装、自家発電設備、レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌用機器、手術機器、検査機器、歯科診療ユニット、ベッド、薬品棚 など
小売業	駐車場舗装、受変電設備、看板、照明設備、自動販売機、レジスター、陳列棚・陳列ケース、冷蔵庫・冷凍庫、電子秤、肉切断機 など
ガソリン給油所	構内舗装、計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、地下タンク、POSシステム、消火器、洗車機、検査工具、独立キャノピー など
自動車修理業	路面舗装、リフト、ジャッキ、旋盤、チェーンブロック、オイルクリーナー、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、塗装設備、溶接機 など
飲食業	駐車場舗装、看板、造作費（借用店舗含む）、レジスター、カウンター、机・いす、厨房機器、冷蔵庫・冷凍庫、タオル蒸器、製麺機、自動販売機、テレビ、ルームエアコン、カラオケ機器、室内装飾品 など
理・美容業	駐車場舗装、看板、理・美容いす、パーマ器、湯沸器、サインポール など
遊技業	駐車場舗装、看板、照明設備、受変電設備、パチンコ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケセット、接客用家具 など
発電業	事業用の風力・水力・バイオマス・太陽光発電設備 など

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方で、**1月1日現在に償却資産を所有している方**です。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持ち分に応じて個別に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定に該当するリース資産で、取得価格が20万円未満の資産は申告不要です。

3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（**前年中に資産の増減がない場合でも、必ず提出してください。**）

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ア 課税標準の特例がある場合・・・課税標準特例該当届出書
事実を証明する書類
- イ 非課税資産がある場合・・・非課税申告書、事実を証明する書類
- ウ 短縮耐用年数を適用した場合・・・国税局長の承認通知書（写）
- エ 増加償却をした場合・・・税務署長への届出書（写）
- オ 減免該当資産がある場合・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎申告書の「18備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

4 eLTXにより申告される場合

(小林市では全資産申告となります)

eLTXにより申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)現在小林市内に所有するすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none">1 種類別の資産数量を必ず件数欄に記載してください。 (種類別明細書の「数量」欄を集計)2 前年前取得、課税標準の特例および取得年月、取得価格、耐用年数等に変更がある場合は、必ず備考欄に記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none">1 減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。2 資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄等に記載してください。3 前年前取得、課税標準の特例、取得年月、取得価格、耐用年数等に変更がある場合は、必ず摘要欄に記載してください。

5 企業の電算処理により申告される場合

(小林市では全資産申告となります)

電算処理により申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)現在小林市内に所有するすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none">1 種類別の資産数量を必ず備考欄等に記載してください。 (種類別明細書の「数量」欄を集計)2 評価額、決定価格、課税標準額を必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none">1 次の項目は必ず記載してください。 「資産種類」「資産の名称」「数量」「取得年月」「取得価格」「減価残存率」「耐用年数(改正耐用年数も含む)」「価格」「特例率(該当がある場合)」「増加事由」2 評価額は、18~19ページを参照のうえ算出してください。3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前および改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。4 減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。5 資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄等に記載してください。

6 提出期限

毎年1月31日です。（提出期限が土日祝日の場合は、その翌日が期限になります。）

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早目の提出にご協力ください。

7 提出先

小林市役所税務課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課のいずれかにご提出ください。（ファックスによる申告は受け付けておりません。）

- ・ 小林市役所 税務課 〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
- ・ 小林市須木庁舎 住民生活課 〒886-0111 宮崎県小林市須木中原 1757 番地
- ・ 小林市野尻庁舎 住民生活課 〒886-0212 宮崎県小林市野尻町東麓 1183 番地 2

◎受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

◎郵送でも受け付けています。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手を貼った返信用封筒がない場合は、返送できませんので、あらかじめご了承ください。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください!!!

平成26年9月から、eLTAXが更に便利になりました！

- 利用届出（新規）を提出後、すぐに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取込による申告書の作成が可能です。

エルタックス

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!!

○ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

○電話：0570-081459（ハイシンコク）

IP電話やPHSからは：03-5500-7010

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!

8 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第 386 条および小林市税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

9 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条および第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。なお、検査拒否された場合は、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等の結果、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく 5 年度分まで遡って修正することもあります。過年度分において追徴課税となった場合は、通常の納期とは異なり納期は 1 回となります。

その際はご了承ください。

10 国税資料等の閲覧について

小林市では地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、小林市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により過年度に遡って賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

11 非課税および課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税の非課税措置があります。ただし、固定資産を有料で貸し付けている場合は、その所有者に固定資産税が課税されます。

【例】国・都道府県・市町村等が所有する固定資産

学校法人等が設置する教育用固定資産

社会福祉法人等が老人福祉施設・障害者支援施設等の用に供する固定資産

(2) 課税標準の特例が適用される資産の例

地方税法第 349 条の 3 および同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税の軽減措置があります。

根拠規定		特例対象資産【例】	特例率	添付書類
条	項号			
地方税法 第 349 条の 3	第 3 項	農協、中小企業等共同組合等の共同利用設備	3 年間 1 / 2	事実を証明する書類 (写)
附則第 15 条	第 2 項 各号	汚水または廃液の処理施設 ※わがまち特例	1 / 2	特定施設設置届出書 (写)
		ごみ処理施設	1 / 2	一般 (産業) 廃棄物処理施設設置許可書等 (写)
		一般廃棄物最終処分場	2 / 3	
		産業廃棄物処理施設	1 / 3	
	下水道除害施設 ※わがまち特例	3 / 4	除害施設新設等届出書 (写)	
	第 27 項 各号	風力発電設備 (20 k w 以上)	3 年間 2 / 3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書 (写)、電力受給契約書 (写)
風力発電設備 (20 k w 未満) ※わがまち特例		3 年間 3 / 4		
附則第 64 条		中小企業等先端設備 ※わがまち特例	3 年間 0	先端設備等導入計画認定書 (写)、工業会等の設備証明書 (写)

12 建物附属設備・特定付帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分 (次のページを参照)

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの
または独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備 など

イ 特定の生産または業務用の設備の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス・給排水配管等、照明設備等およびその附属設備は、償却資産となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産 (特定付帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方 (テナントの方) が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ、配線、配管等 (特定付帯設備) は、テナントの方が償却資産として申告してください。(地方税法第 343 条第 9 項)

(3) 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容【例】	家屋と設備等の所有者			
			同じ		異なる	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	電灯コンセント設備、照明器具設備		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
		屋外設備一式		◎		◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N 設備	設備一式		◎		◎
監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎	
	配管・配線等	○			◎	
給排水・ 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス、床暖房用等）、 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
屋内の配管等		○			◎	
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の 設備等	厨房設備	飲食店・ホテル・病院・社員寮等の厨房設備		◎		◎
	その他	冷凍・冷蔵倉庫の冷却装置、ろ過装置、POS シス テム、広告塔、看板、機械式駐車設備等		◎		◎
外溝工事	外溝工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎
発電設備	太陽光発電設備	屋根材自体が太陽光パネルになっているもの	○			◎
		屋根材の上に太陽光パネルを設置しているもの		◎		◎
		架台、パワーコンディショナ、接続・表示ユニット等		◎		◎

13 所得税・法人税との比較

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点があるため、御注意ください。

項目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 (国税の旧定率法と同じ)	【H19. 3. 31 以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択 (建物については、旧定額法) 【H19. 4. 1 以降取得】 定率法、定額法等の選択 (建物については、定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。(注1)	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度額	取得価格の5%(注2)	1円(備忘価格)
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を別々に評価)(注3)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満 または取得価格が10万円 未満の資産)	一時の損金または必要経費に算入したものは課税対象外 (注4)	一時の損金算入が可能または必要経費に算入する(所得税法施行令第138条または法人税法施行令第133条)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の 減価償却資産)	3年間で損金または必要経費に算入したものは課税対象外 (注5)	3年間で損金または必要経費に算入が可能(所得税法施行令第139条または法人税法施行令第133条の2)
即時償却資産 (中小企業等の方が租税特別 措置法を適用して取得された 10万円以上30万円未満の減 価償却資産)	課税対象です。 (注6)	取得価格に相当する額を損金または必要経費に算入が可能(租税特別措置法第28条の2または同法第67条の5)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価格としてください。

(注2) 平成19年度改正により、国税における最低評価額の取扱いは、それまでの「取得価格の5%」から「1円」に変わりましたが、固定資産評価基準は改正されませんでした。そのため、固定資産税の最低評価額は「取得価格の5%」となっています。

(注3) 平成19年度改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。

- (注4) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注5) 法人または個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注6) 中小企業者に該当する法人または個人の方が、平成15年4月1日から平成28年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金または必要経費に算入することができます(平成18年4月1日以降は上限300万円まで)。ただし、取得価格が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
- 固定資産税（償却資産）は、この規定により損金または必要経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成の単位

資産の所在する市区町村ごとに「償却資産申告書」「種類別明細書」を作成してください。小林市内に2ヶ所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。

2 作成していただく書類

次の注意事項にしたがって作成してください。

作成書類	注意事項
償却資産申告書	申告書送付先・氏名が印字されている場合でも、必ず記名・押印してください。 以下の場合は、その旨を「18 備考」欄に必ず記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・資産がない場合 → 「資産なし」・資産に増減がない場合 → 「増減なし」・廃業、解散等した場合 → 「令和〇年〇月〇日 廃業、精算終了」・取得年月、取得金額、耐用年数を修正した場合
種類別明細書	1. 資産内容が印字されていない場合（記入例1） 毎年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2. 資産内容が印字されている場合（記入例2） 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を、 <u>赤字で加除修正</u> してください。

3 申告していただく事項

(1) 取得価格

取得価格とは、償却資産を取得するために支出したすべての金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、整地費用その他、その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価格の算出方法は、所得税または法人税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価格が30万円未満の資産については、所得税および法人税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の固定資産税の取扱いについては、2ページ、10ページをご覧ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、所得税または法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。(◎基本的にこの耐用年数となります。)

イ 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数・・・所得税法または法人税法の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

耐用年数の改正について

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

この省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

(3) その他

所在・種類・数量・取得年月・その他償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書および種類別明細書記入例(14~17ページ)を参考に記入してください。

記入例1 償却資産申告書

※初めて申告される方の記入方法
(申告書に氏名等が印字されていない場合)

①～⑭の内容を記入してください。

令和 年 月 日 小林市長 様		令和 4 年度		個人は12桁、法人は13桁のマイナンバーを記入してください。		所有者コード 1234567	
1 住所 (ふりがな) 〒 836-8501 小林市細野300番地		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認		9 増加償却の届出	
2 氏名 (ふりがな) 小林 チョウウ左衛門 氏名		4 事業種目 (資本金等の額 百万円) 食料品製造、販売業		10 非課税該当資産		11 課税標準の特例	
5 事業開始年月 令和3 年 6 月		6 この申告に添付する者の住所および氏名 出の山 ひめ子 電話 0984-23-0115		12 特別償却又は圧縮記載		13 税務会計上の償却方法 (定率法) (定額法)	
7 税理士等の氏名 こすも〜 電話 0984-23-0116		8 税理士等の氏名		14 青色申告		15 市内にお	
9 前年前に取得したもの (イ) 前年中に減価		10 事業所等資産		11 市内にお		12 市内にある事業所・資産の所在地をすべて記入してください。	
1 構築物		4,800,000		2,060,000		13 自己所有 (借家)	
2 機械及び装置		5,000,000		11,860,000		14 備考(添付書類等)	
3 船舶						15 「資産数」「資産なし」「資産の増減なし」「令和〇年〇月〇日解散」「資産番号〇の耐用年数変更」、添付書類名など、必要な事項を記入してください。	
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品							
7 合計		11,860,000		11,860,000			
資産の種類		評価額 (ホ)		決定価格 (ヘ)		課税標準額 (ト)	
1 構築物							
2 機械及び装置							
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品							
7 合計		11,860,000		11,860,000			

記入例1 種類別明細書

※初めて申告される方の記入方法
(資産内容が印字されていない場合)

①～⑨の内容を記入してください。

令和 4 年度

償却資産 種類別明細書

氏名

小林 チョウ左衛門

ページ 1

行政区コード	
世帯識別	
所有者コード	1234567

行番号	資産番号	種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用年数	取得価格 (円)	減価 残存率	本年度 評価額 (円)	特別 適用 率	特別 コード	本年度 課税標準額 (円)	異動 事由	摘要
1		1	事務所内装工事	1	503.11	10	1,200,000						1	
2		1	駐車場アスファルト舗装	1	503.11	10	3,600,000						1	
3		2	太陽光発電設備(細野300番地)	1	503.11	17	5,000,000			0			1	課税標準の特例あり
4		6	テレビ	3	503.11	5	900,000						1	
5		6	パソコン(即時償却)	2	503.11	4	280,000						2	即時償却適用資産
6		6	応接セット	1	503.11	8	180,000						1	
7		6	エアコン	3	503.11	6	700,000						1	
8														
9														
10														
11														
12														

この欄は記入不要です。

【資産の名称】
20文字以内で記入してください。

【種類】
以下の数字で記入してください。
1 建築物(建物附属設備含む)
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

【取得時期】
4 平成
5 令和
(例)令和3年9月
の場合は、「50309」

【耐用年数】
所得税及び法人税の法定耐用年数を記入してください。

【異動事由】
該当する異動事由コードを記入してください。
3または13の場合、摘要欄に異動元・移動先の所在地を記入してください。4または14の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【特別適用率】
課税標準の特例を受ける資産がある場合は、特別率を記入してください。

【取得価格】
当該資産の取得価格を記入してください。

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産等について、その旨表示してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。

- | | | | | |
|-------|-----------|-----------|-------------|---------|
| 1. 明治 | 01. 新品取得 | 02. 中古品取得 | 03. 移動による受入 | 04. その他 |
| 2. 大正 | 02. 中古品取得 | 02. 中古品取得 | 03. 移動による受入 | 04. その他 |
| 3. 昭和 | 11. 売却 | 12. 滅失 | 13. 移動 | 14. その他 |
| 4. 平成 | 41. 一部増加 | 42. その他訂正 | 51. 価格訂正 | |
| 5. 令和 | | | | |

記入例2 償却資産申告書

※前年度以前に申告された方の記入方法
(申告書に氏名等が印字されている場合)

①～⑭の内容を記入してください。印字してある内容に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、朱書きで修正してください。

令和 年 月 日 小林市長 様		令和 4 年度		個人は12桁、法人は13桁のマイナンバーを記入してください。		所有者コード 9876543	
1 住所 (ふりがな) 〒 886-8501 小林市細野300番地 小林市南西方999番地		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認		有	
2 氏名 (ふりがな) 出の山 ひめ子 氏名 (屋号 いで姫)		4 事業種目 (資本金等の額 百万円) 不動産賃貸、管理業 (3)		9 増加償却の届出		有	
3 氏名 (ふりがな) 出の山 ひめ子 氏名 (屋号 いで姫)		5 事業開始年月 成 27 年 2 月		10 非課税該当資産		有	
4 氏名 (ふりがな) 出の山 ひめ子 氏名 (屋号 いで姫)		6 この申告に添付する者の氏名および氏名 小林 チョウ左衛門 電話 0984-23-0115		11 課税標準の特例		有	
5 氏名 (ふりがな) 出の山 ひめ子 氏名 (屋号 いで姫)		7 税理士等の氏名 こすも〜 電話 0984-23-0116		12 特別償却又は圧縮記載		有	
6 氏名 (ふりがな) 出の山 ひめ子 氏名 (屋号 いで姫)		8 税理士等の氏名 こすも〜 電話 0984-23-0116		13 税務会計上の償却方法		定率法・定額法	
7 氏名 (ふりがな) 出の山 ひめ子 氏名 (屋号 いで姫)		9 15市内におかされたもの (ハ) 計 (イ)-(ロ)(ハ)		14 青色申告		有	
8 前年前に取得したもの (イ) 前年中に減したものを (ハ)		10 事業所等資産		15 市内におかされたもの (イ)-(ロ)(ハ)		① 小林市細野300番地	
9 1 構築物		4,500,000		2 事業所等資産		② 市内にある事業所・資産の所在地をすべて記入してください。	
10 2 機械及び装置		5,000,000		3 所在地		③	
11 3 船舶				16 借入金 (有) (無)		11 〇〇リース(株)	
12 4 航空機				17 事業用家屋の所有		12 自己所有	
13 5 車両及び運搬具				18 備考(添付書類等)		13	
14 6 工具、器具及び備品		800,000		19 評価額 (ホ)		1,680,000	
15 7 合計		10,300,000		20 決定価格 (ヘ)		1,680,000	
資産の種類		資産の種類		課税標準額 (ト)			
1 構築物		1 構築物		1,680,000			
2 機械及び装置		2 機械及び装置					
3 船舶		3 船舶					
4 航空機		4 航空機					
5 車両及び運搬具		5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品		6 工具、器具及び備品					
7 合計		7 合計					

「資産数」「資産なし」「資産の増減なし」「令和〇年〇月〇日解散」「資産番号〇の耐用年数変更」、添付書類名など、必要な事項を記入してください。

記入例2 種類別明細書

※前年度以前に申告された方の記入方法
(資産内容が印字されている場合)

①～⑨の内容を記入してください。印字してある内容に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、朱書きで修正してください。

令和 4 年度 償却資産 種類別明細書

氏名 出の山 ひめ子

行政区コード 世帯識別 所有者コード 9876543

ページ 1

行番号	資産番号	種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用年数	6 価格 (円)	減価 残存率	本年度 評価額 (円)	特別 適用 率	特別 コード	本年度 課税標準額 (円)	異動 事由	摘要
1		1	コンクリート舗装	1	418: 9	15	1,500,000 2,000,000							取得価格 訂正
2		1	受変電設備	1	418: 11	15	2,500,000	0.858	272,127					
3		2	太陽光発電設備(細野300番地)	1	430: 11	17	5,000,000	0.934	1,783,381	1/2				課税標準の 特例あり
4		6	コピー機	1	407: 12	5	800,000						12	2年7月 廃棄
5		6	コピー機	1	501: 12	5	1,000,000						1	2年度 申告もれ
6		6	応接セット	1	502: 7	8	400,000						1	9
7		6	パソコン(即時償却)	1	502: 11	4	280,000						1	即時償却 適用資産
8														
9														

【取得価格】
当該資産の取得価格を記入修正してください。

【特例適用率】
課税標準の特例を受ける資産がある場合は、特例率を記入してください。

【異動事由】
該当する異動事由コードを記入してください。
3または13の場合、摘要欄に異動元・移動先の所在地を記入してください。4または14の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【摘要】
非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産等について、その旨を表示してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨を表示してください。

【耐用年数】
所得税及び法人税の法定耐用年数を記入してください。

【取得時期】
4 平成
5 令和
(例)令和3年9月の場合は、「50309」

【種類】
以下の数字で記入してください。
1 構築物(建物附属設備含む)
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬用具
6 工具、器具及び備品

この欄は記入不要です。

- 取得事由
1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成
5. 令和
- 異動事由
1. 売却
2. 滅失
3. 移動
4. 一部増加
5. 価格訂正
6. 修正の場合
7. 14. その他

IV 償却資産の課税について

1 納税義務者

毎年賦課期日（1月1日）現在に償却資産を所有する方が納税義務者となります。

2 課税標準、税率、免税点等

(1) 課税標準

課税標準は、1月1日における決定価格（評価額）になります。

（8ページの課税標準の特例が適用されるものは、適用後の額）

(2) 税率

固定資産税の税率は、1.4%です。

(3) 税額

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額×税率1.4%

(4) 納期限

第1期（4月30日） 第2期（7月31日）

第3期（9月30日） 第4期（12月25日）

※納期限が土日祝日の場合は、その翌日の平日となります。

(5) 免税点

小林市内に所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

3 評価額の計算方法

固定資産評価基準に基づき、申告していただいた資産の取得時期・取得価格・耐用年数を基本にして計算します。

ア 取得後1年目の計算（固定資産税は、一律半年分を減価償却します。）

評価額＝取得価格× $(1 - r/2)$

イ 取得後2年目以降の計算

評価額＝前年度の評価額× $(1 - r)$

※ r は、耐用年数に応じた定率法による年間減価率

計算した結果、評価額が取得価格の5%に満たない場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

【計算例】

太陽光発電設備 取得価格 16,500,000 円、耐用年数 17 年 (減価率: 年間 0.127)

ア 1 年目

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= 16,500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.127 \div 2) \\ &= 16,500,000 \text{ 円} \times 0.936 \\ &= 15,444,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 2 年目

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= 15,444,000 \text{ 円} \times (1 - 0.127) \\ &= 15,444,000 \text{ 円} \times 0.873 \\ &= 13,482,612 \text{ 円} \end{aligned}$$

ウ 3 年目

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= 13,482,612 \text{ 円} \times (1 - 0.127) \\ &= 13,482,612 \text{ 円} \times 0.873 \\ &= 11,770,320 \text{ 円} \end{aligned}$$

**固定資産税
(償却資産)**

の納付は

口座振替

便利!
確実!

がオススメです!

口座振替は一度お申込みいただければ、以降の税は自動的に振替されるため、納め忘れの心配がありません。

また、現金を取り扱わないため安心です。

※1 期から振替を希望する場合は 3 月上旬までにお申込みください

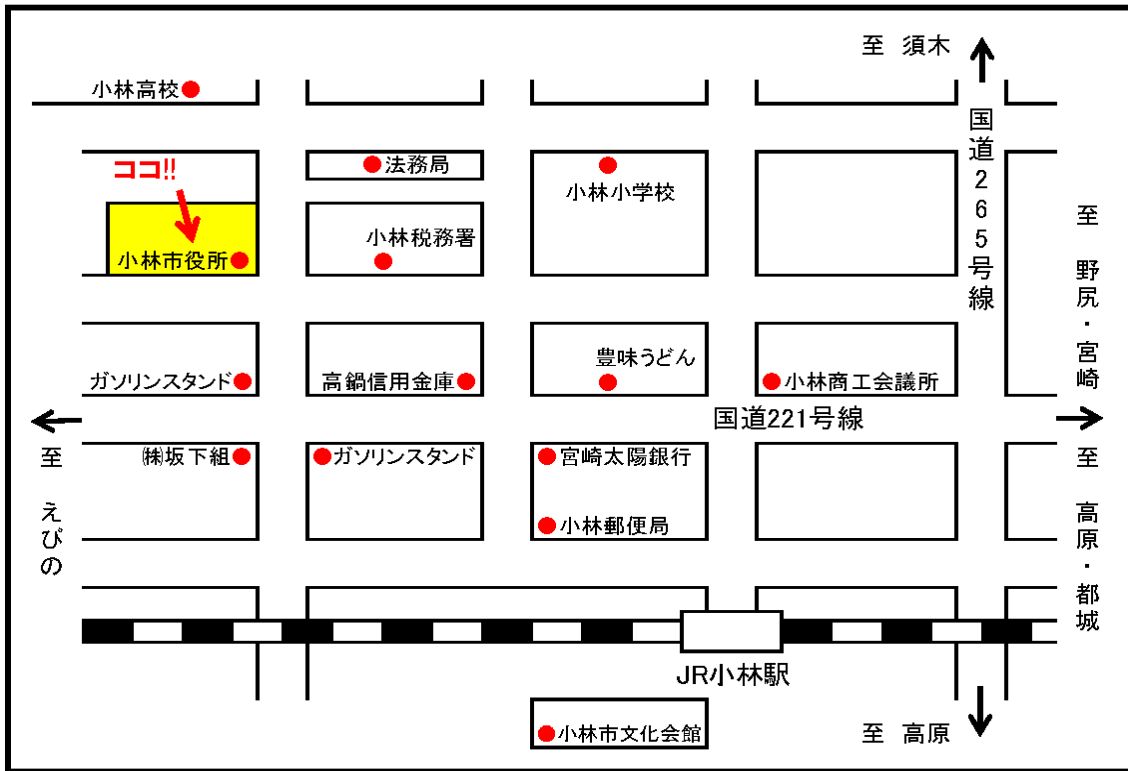
[申込みに必要なもの] ○預貯金通帳 ○届出(通帳)印 ○納税通知書

◎申込書は市町内金融機関、または市役所・町役場の税務課窓口にあります。

◎振替可能金融機関など詳しくは、申告先の市町へお問い合わせください。

申告先	担当部署	電話番号
小林市	小林市役所 税務課 納税グループ	0984(23)0115
えびの市	えびの市役所 税務課 収納対策室	0984(35)1111
高原町	高原町役場 税務課 賦課係	0984(42)2113

小林市役所アクセスマップ



小林市ホームページアドレス

<http://cms.city.kobayashi.lg.jp/government.html>

税務課

小林市役所 本館 1階

TEL : 0984-23-0115 FAX : 0984-25-1051

E-mail : k_zeimu@city.kobayashi.lg.jp

須木庁舎住民生活課

小林市役所 須木庁舎 1階

TEL : 0984-48-3132 FAX : 0984-48-2269

E-mail : s_jyumin@city.kobayashi.lg.jp

野尻庁舎住民生活課

小林市役所 野尻庁舎 1階

TEL : 0984-44-1100 FAX : 0984-44-0649

E-mail : n_jyumin@city.kobayashi.lg.jp

〒886-8501

宮崎県小林市細野 300 番地

小林市役所 税務課 資産税グループ 行

〒886-0111

宮崎県小林市須木中原 1757 番地

小林市役所須木庁舎 住民生活課 行

〒886-0212

宮崎県小林市野尻町東麓 1183 番地 2

小林市役所野尻庁舎 住民生活課 行



郵送で提出される際に、
切り取ってご利用ください!!